

点検結果を踏まえた今後の絶滅のおそれのある野生生物の保全について（案）

I. 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に当たっての基本的な考え方

- ◇ 絶滅のおそれのある野生生物（絶滅危惧種）の保全の目標は、第一に種の絶滅を回避することであり、絶滅回避に効果的な保全施策の実施及び体制等の整備等が必要である。
- ◇ 様々な制約の中で絶滅回避のための取組を効果的に推進していくためには、緊急の対策が必要な種などの優先順位を明らかにし、計画的な保全施策を効果的に実施することが重要である。
- ◇ 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、多様な主体の参画が必要不可欠である。
- ◇ 本点検では、絶滅危惧種の代表的な減少要因として開発、捕獲・採集、遷移進行、水質汚濁・農薬汚染、過剰利用、外来種の影響、管理放棄等がみられた。保全施策の実施に当たっては、種によって状況が異なるため、対象種を中心とした捕獲規制や保護増殖事業等の対策、生息・生育地において絶滅危惧種を取り巻く良好な生態系や生息・生育地の保全・再生等、種の特長や減少要因に応じた対策の選択が必要である。
- ◇ 本点検では、減少要因に対応する対策に関連した様々な制度が整理された。これらの制度には種の保存法の制定以降に制定又は改正されたものも多い。本点検から抽出された絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたり、かつそれらの要因が複合的に関連していることに鑑み、種の保存法をはじめ野生生物や自然環境の保全等を目的とした法律や地方自治体の野生動植物の保護に関する条例等、関連する様々な法令や各種制度を対策のツールとして活用し、制度の運用を強化して、絶滅危惧種の保全を図っていくことが重要である。
- ◇ 本点検では、環境省レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種を対象に減少要因や保全の現状の大局的な傾向を見たが、具体的な保全施策を検討するには不足する情報も多い。保全の推進に当たって知見の不足は大きな制約となるため、絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法、保全技術等に関する知見の蓄積と各主体間の情報共有、その適切な活用が不可欠である。

II. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

1. 絶滅危惧種保全の優先度の基本的な考え方

今後、種の絶滅回避のために保全施策を実施するに当たっては、①種の存続の困難さと、②対策効果の高さを踏まえて優先して取り組む種を決定することが重要である。具体的には、以下の項目に該当する種の保全施策を優先的に実施する。なお、種の存続の困難さが高い種で、保全の実現可能性を担保する有効な保全手法や科学的な保全技術が未確立であるために保全施策の実施が困難な場合には、それらの保全手法及び保全技術の開発を推進する必要がある。

(1) 種の存続の困難さによる視点

- 絶滅危惧種保全の優先度は環境省レッドリストランクを基本とし、絶滅危惧 I A 類 (CR) または絶滅危惧 I 類 (CR+EN) の中でも、特に絶滅のおそれの高い種。
- 急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の保全施策を要する種。

(2) 対策効果による視点

- 生態学的重要性の高い種 (キーストーン種、アンブレラ種など) や絶滅危惧種が集中する地域 (ホットスポット) に生息・生育する種など、他の施策とあわせた総合的な保全効果の高い種。

上記 (1) 及び (2) の視点に立つとともに、これまでに規制等による保全措置 (種指定、保護地域等) や保護増殖事業等がなされていない、または不十分と判断される種について、保全関連情報 (当該種の生態、生息・生育環境など)、対策のツール (制度、保全手法、保全技術、保全施設、専門家、実施者、予算など) 等各種条件がある程度整ったものから、順次早急に着手することが重要である。

2. 特に国が優先して対応すべき種の考え方

1. に示した優先度の基本的な考え方を前提とし、特に国が優先して保全に取り組むべきものとして、以下のような種が考えられる。また、国際的に協力して保全に取り組む必要がある種や個体の行動範囲が県境をまたいで広域に及ぶ種であるかについても考慮し、施策の実施を検討することが重要である。

- 有効な保全手法や科学的な保全技術を確立するために先駆的に保全に取り組む意義がある種。
- 捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種。
- 我が国の中でも特に重要な生態系がみられる地域に分布する種。

Ⅲ. 効果的な保全施策のあり方

絶滅危惧種の保全施策は、生態系及び自然の生息・生育地を保全し、存続可能な種の個体群を自然の生息・生育環境において維持・回復する生息域内保全 (生息・生育地の保全、里地里山の維持管理、生態系の回復・自然再生、脅威となっている外来種の駆除など) を基本とし、その補完として生物や遺伝資源を自然の生息・生育地の外において保全する生息域外保全 (飼育・栽培・増殖、遺伝的多様性の確保など) 及び野生復帰を実施することが前提となる。なお、捕獲・採集圧が主な減少要因である種に関しては、捕獲及び流通の規制を行うことで、保全できる場合もある。

1. 種の特性の違いによる保全の基本的な考え方

種の特性を考慮して保全施策を選択することが重要である。具体的には、個体の移動範囲が地域的に限られ特定の環境に依存している種や増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる種については、対象種を取り囲む生態系及び生

息・生育地の保全・再生を図る施策（保護地域による各種規制、自然再生等による回復等）が有効であることが多い。例えば、小型哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物、維管束植物、藻類、地衣類、蘚苔類、菌類については、このような種が比較的多く含まれる。

個体の移動範囲が広域に及び様々な環境を利用する種や増殖率が低いなどにより一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある種については、単体の生息・生育地の保全を図る施策だけでは不十分であり、その種を対象とした保護増殖事業等による横断的な保全施策が必要である場合が多い。例えば、鳥類については、このような種が比較的多く含まれる。また、これらの種は、個体数の回復の困難さから、保全のための取組を早め実施することが肝要であるため、絶滅危惧ⅠB類（EN）を含めて保全施策を検討する必要がある。

なお、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要する種については、種の特性を問わず生息域外保全を含む保護増殖事業等の保全施策の実施を検討する必要がある。

また、減少要因や種の置かれた現状によっては、同一の種であっても地域によって異なる保全施策を講ずることも想定される。さらに、種によっては複数の個体群がネットワークを形成したメタ個体群として存在しているものも多く、各個体群の消滅や縮小による絶滅が懸念されることから、保全単位に配慮した対策が必要となる。

2. 減少要因を踏まえた保全の考え方

種の保全に当たって絶滅危惧種の減少要因を適切に把握し、それに対応する施策を実施することが重要である。環境省レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種において出現率が高かった減少要因を①生息・生育地の減少・劣化（開発、過剰利用等、遷移進行、管理放棄）、②捕獲・採集圧、③生態系の攪乱（外来種による捕食・競合等、水質汚濁等）に整理した場合、それぞれの減少要因を踏まえた保全の考え方は以下の通りである。

(1) 生息・生育地の減少・劣化への対応

ア. 新たな開発行為・過剰利用等の抑制

本点検では、全般的にどの分類群でも生息・生育地の開発は減少要因として多く抽出された。既に自然公園などの様々な保護地域によって絶滅危惧種の生息・生育地の一部で開発行為等が抑制されているが、比較的自然度の高い地域が中心であるなど各制度本来の目的に応じた範囲での対応となっている。保護地域制度において、新たな地域指定や地域内のゾーニング、規制をかける種の指定を行う際には、それらの地域に生息・生育する絶滅危惧種が考慮されることが望ましい。

イ. 里地里山における管理放棄等への対応

鳥類や昆虫類などの分類群では、オオタカやマルコガタノゲンゴロウ等、特に里地里山といわれる二次的自然を生息・生育場所としている絶滅危惧種が多くみられ、里地里山の自然の劣化の防止はこのような種に対して極めて重要である。継続的な管理を必要とする里地里山は、人の生活・生産活動の場でもあり、規制

を主とする保護地域制度による保全にはなじみにくい。平成 22 年に策定された生物多様性地域連携促進法は、地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全の活動を促進するため、市町村が地域連携保全活動計画を策定することや各種保護地域制度の規制の緩和等を規定しており、同法の活用等による里地里山の管理の一層の推進が望まれるが、管理を実施する場所を選定するに当たって、絶滅危惧種が集中している場所等が考慮されることが望ましい。

ウ. 生息・生育地の回復

対象となる絶滅危惧種の生息・生育状況によっては、その場所の自然再生、生息・生育地間のつながり（生態系ネットワーク）の確保も検討する必要がある。

(2) 捕獲・採集圧への対応

捕獲・採集圧は、本点検で開発に次いで多く抽出された減少要因である。捕獲・採集圧が減少要因となっている絶滅危惧種でも国内希少野生動植物等の種指定制度や自然公園等の保護地域制度による捕獲規制がかかっている種が確認されている。例えばヨナグニマルバネクワガタ（絶滅危惧Ⅰ類）のように販売目的の捕獲圧が高い種については、捕獲及び流通の規制を行うことが有益と考えられる。現在も捕獲・採集圧が強い減少要因となっている種で、既存のどの保全に関する制度でも規制されていないものや規制が不十分なものについては、分類群や種ごとの背景事情等を踏まえたうえで捕獲規制や流通規制を進める必要がある。

(3) 生態系の攪乱への対応

外来種の侵入による捕食、競合、交雑等の生態系の攪乱は、特に爬虫類をはじめとする動物の減少要因として、多く抽出された。生態系に係る被害を防止するために、これまで外来生物法に基づく特定外来生物の指定による飼養等の規制や防除などの取組が進められてきており、奄美大島におけるジャワマングースの防除等、希少種の生息地や保護上重要な地域を中心に防除事業を進めている。なお、今回の分析では明確に抽出されなかったが、近年は、シカ等の在来種による希少な植物を含む自然植生等への過度な採食圧の影響も問題となっており、国立公園内等で防除が行われている。また、魚類、両生類、藻類等の水域と関連の深い生物では、水質汚濁・農薬汚染が減少要因として多く抽出された。

絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やシカ等の生物の影響がある場合には、優先的に防除が実施されるべきである。特に特定外来生物については外来生物法に基づき計画的に防除が実施されるとともに、防除の実施に当たっては、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的な防除の推進、様々な主体による連携・協力が期待される。また、対象とする絶滅危惧種の保護増殖事業を実施するに当たって、その生息・生育地に食害等の影響を与える生物や化学物質等の状況も踏まえて、計画的な取組を実施することが重要である。

IV. 種の保全に関して必要な情報収集及び技術開発とその共有・活用

我が国では、環境省及び全都道府県に加えいくつかの市町村でもレッドリストが作成されており、絶滅危惧種に関する情報が他国と比較して充実している。他方、レッドリスト及びレッドデータブックの情報だけでは、有効な保全施策を検討するには不十分であるため、以下のような現状把握とそれぞれの減少要因に応じた保全手法及び保全技術の確立が不可欠であり、またこれらの情報を各主体間で共有し、適切に活用することが重要である。

1. 絶滅危惧種の現状の把握

- レッドリスト掲載種の保全状況や現在種の回復を阻害している要因、各種又は各分類群に有効な保全手法等に関する情報の収集を図る必要がある。
- 海洋生物については、希少性の評価の方法を検討し、希少性や生息・生育状況等の情報の収集を図る必要がある。
- 国や地方自治体等で蓄積されている絶滅危惧種に関連する情報をより効果的に共有し、活用するための体制整備を検討することが重要である。

2. 保全手法及び保全技術の開発

- 生息域内保全、生息域外保全及び野生復帰に関する保全手法及び科学的な保全技術の開発の確立を推進する。
- 各種技術開発については、各分類群内では共通することも多いため、分類群単位で特に立ち後れているもの（昆虫類、貝類、無脊椎動物、維管束植物の一部、藻類など）について重点的に推進する。

V. 絶滅危惧種の保全にあたっての体制等のあり方

- ◇ 絶滅危惧種の保全施策の効果的な実施のための体制等の充実が重要である。
- ◇ その際、既存の制度を活用し、様々な主体と連携して絶滅危惧種の保全を推進するために、制度間の連携や各主体との連携のあり方を検討することが重要である。
- ◇ また、専門的知見や技術を有する人材等の育成や幅広い普及啓発の推進も必要である。